

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかりかた



柔道整復師にかかる場合、健康保険の対象になる施術とならない施術があります。

健康保険証が使える場合

[外傷性の負傷のみ]

OK!

- ☐ 骨折・不全骨折・脱臼
※応急手当の場合を除き医師の同意が必要
- ☐ 捻挫 ☐ 打撲 ☐ 挫傷(肉離れ等)

健康保険証が使えない場合

[病気による痛み・原因不明の痛み]

NG

- ✕ 肩こり・筋肉疲労などのマッサージ代替りの利用
- ✕ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ✕ 保険医療機関で同じ負傷等の治療中のもの
- ✕ 仕事や通勤中におきた負傷
- ✕ 症状の改善が見られない長期の施術

1. 負傷原因(いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか)を正確に伝えましょう。
2. 療養費支給申請書の内容(自己負担額、受療回数、負傷名・負傷原因、施術内容)をよく確認し、委任欄への署名(捺印)は自分で書きましょう。
3. 領収証を必ずもらいましょう。

受療内容についてお尋ねすることがあります

整骨院・接骨院からの請求の中には、誤った請求や不適切な請求が一部見受けられます。医療費の適正化のために、施術日や施術内容等について照会させていただく場合がありますので、ご協力お願いいたします。令和2年度から健保連北海道連合会の共同事業により、柔道整復療養費の施術内容の照会・確認を専門業者((株)大正オーディット)へ委託しています。

長期にわたって整骨院・接骨院にかかり、症状の改善がみられない方へ

他の疾患が原因となっている可能性がありますので、重症化を防ぐために医療機関の受診をおすすめします。

はり・きゅうのかかりかた



はり・きゅうの施術が健康保険の対象となるには2つの要件があります。

1. 医師の同意があること

保険医療機関で発行された医師の同意書を6か月ごとに健康保険組合に提出していただく必要があります。

2. 健康保険の対象となる傷病であること

- ・神経痛・リウマチ・五十肩・頸腕症候群
- ・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

はり・きゅうの施術は償還払いとなります。

償還払いとは...鍼灸師に全額(10割)を支払い、被保険者が健康保険組合に7割の払い戻しを申請し、支給を受けること。

申請に必要な書類

- ☐ 療養費支給申請書
(はり・きゅう用の申請書をお送りしますので、当健康保険組合までご連絡ください。)
- ☐ 医師の同意書 ☐ 領収証